

水戸済生会総合病院の奨学金貸与制度について

令和2年4月1日時点

1 目的

この制度は、看護師や助産師の資格取得に取り組む学生等を支援すると共に、水戸済生会総合病院への就業を促進するため、学校や養成所等に在学あるいは入学が決定した学生等に対して、修学に必要な経費の一部を貸与するものです。

2 奨学金貸与生の選考

学校や養成所を卒業した後、看護師や助産師として、水戸済生会総合病院に就職することを希望する学生等の中から選考します。選考を希望する場合は、学校や養成所に入学後速やかに、別紙の「奨学金貸与申請書」を水戸済生会総合病院宛てに提出して下さい。

3 貸与の条件及び貸与額

- 学校や養成所に入学し、卒業年度に看護師や助産師の免許を取得すること。
- 水戸済生会総合病院に3年以上勤務する者であること。
- 貸与額 月額…5万円（4,8,12月の各月に、4ヶ月分を貸与します。）

4 貸与を受けた奨学金の返済免除

奨学金貸与生が、卒業後、水戸済生会総合病院に3年以上勤務したときは、貸与を受けた奨学金の返済が全額免除されます。 ※詳細は奨学金貸与規程参照

5 その他

- 奨学金貸与生が、学校等を退学や休学したとき等は奨学金貸与の打切り又は停止が行われます。
- 奨学金貸与生が、卒業年度までに看護師等の国家試験に不合格となったときは、採用が取り消されます。
- 奨学金貸与生が不採用となったとき又は採用を取り消されたときや採用を辞退したとき等は、貸与を受けた奨学金の金額を返還していただきます。
※奨学金貸与は当院への採用を内定したことはありませんので、別途採用試験は受験していただきます。
- 奨学金貸与生は毎年成績証明書又は成績評定表の写しを提出していただきます。
- 病院は奨学金貸与生の成績をみて個別に面談を実施する場合があります。

※詳細は奨学金貸与規程を必ず確認してください。

奨学金貸与の申込みについて 水戸済生会総合病院

令和2年4月1日時点

- 1 当院の奨学金貸与制度の利用申し出の時期について
看護関係学校・大学等の入学決定後に申込みをお願いします。
- 2 奨学金貸与制度の申込みにおけるスケジュールは、概ね次の通りです。

月	内 容
4 月	・ 本人申込み、学校長推薦 ※申込み締切り6月末日 必着
5 月	
6 月	
7 月	・ 書類審査(一次審査) ・ 面接の決定、合否通知、面接案内 ・ 面接審査(二次審査) ・ 合否の通知、必要書類の送付(病院⇒貸与者)
8 月	・ 必要書類の作成送付(貸与者⇒病院) ・ 貸与開始 ※初回貸与は4月～11月分の40万円

以降、4月・8月・12月末日までに20万円ずつ振込まれます。

※6月末の申込み締切りをもって申請者全員の書類審査を実施し、7月上旬に書類審査(一次審査)の合否、面接案内を送付します。

※面接(二次審査)の合格者に必要書類を送付しますが、貸与開始までの期間が短いため速やかに書類の返送をお願いします。

※申請にあたり連帯保証人が必要となりますので予め調整をお願いします。また、連帯保証人の印鑑証明書及びその押印が必要となりますので予め準備をお願いします。

※返送及び書類に不備があった場合、他の貸与者への振込みも遅れてしまいますのでご協力をお願いします。

以 上

水戸済生会総合病院奨学金貸与規程

（目的）

第1条 この規程は当院の職員又は将来当院に就職を希望する者が、看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）の資格を得るため、学校又は養成所（以下「学校等」という。）に在学あるいは入学が決定した場合、修学に必要な奨学金を貸与することを目的とする。

（貸与条件）

第2条 奨学金は、心身健全、成績優秀で将来有能な看護師等になると認められる者で、次の各号に該当する者に対し、貸与するものとする。

- （1）当院に在職する者で 学校等に在学又は入学が決定し、卒業後も当院に正規職員の看護師等として勤務できる者。
- （2）学校等に在学又は入学が決定した者で、卒業後正規職員の看護師等として当院に勤務できる者。
- （3）奨学金の貸与を受けようとする者は、暴力団、暴力団関係企業、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来的にわたっても該当しないことを確約する者。

（奨学金の貸与の額及び貸与の期間）

第3条 奨学金の貸与金額は次の通りとする。

- （1）月額5万円とする。
- （2）奨学金は無利子とする。

2 奨学金の貸与期間は、学校等の修学期間とする。

（奨学金貸与の始期及び終期）

第4条 奨学金の貸与の始期は原則として当院が承認した年度の4月とし、その終期は学校等の課程修了時とする。

（採用試験）

第5条 学校等の卒業後、当院に就職する場合は、当院が実施する採用試験を受けなければならない。

2 奨学金の貸与の有無によって採用試験の可否決定に影響を与えるものとする。

（奨学金の申請および決定）

第6条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次により書類を提出し、予備審査を経て、最終審査を受けるものとする。

- （1）第2条第1号に該当する者

① 予備審査時に提出する書類

ア 奨学金借用願（当院規定による。）

- イ 推薦書（所属長による。様式任意）
- ② 予備審査決定後に提出する書類
 - ア 連帯保証人調書（印鑑証明書添付）
 - イ 奨学金借用証書（当院規定による。）
- （２）第２条第２号に該当する者
 - ① 予備審査時に提出する書類
 - ア 奨学金借用願（当院規定による。）
 - イ 履歴書（当院規定による。）
 - ウ 推薦書（学校長による。様式任意）
 - ② 予備審査決定後に提出する書類
 - ア 連帯保証人調書（印鑑証明書添付）
 - イ 奨学金借用証書（当院規定による。）
 - ウ 奨学金口座払込み依頼書（当院規定による。）
- ２ 前各号の規定による申請があったときは、速やかに予備審査の結果及び最終審査による貸与の可否を決定する。
- ３ 奨学金の貸与を受けた者は、提出した書類のうち、重要な事項に変更があったときは、速やかに届けなければならない。
- ４ 奨学金の申請期間は毎年４月１日から６月末日とし、この期間以外での申請があった場合は、別途協議とする。

（連帯保証人）

- 第７条 連帯保証人は１名とする。但し、独立の生計を営む成年者で奨学金の返還に連帯保証人として責任を負いうる者でなければならない。
- ２ 連帯保証人が債務の履行ができなくなったときは、新たな保証人を定め、速やかに変更の届出をしなければならない。
 - ３ 連帯保証人は暴力団、暴力団関係企業、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来的にわたっても該当しないことを確約する者でなければならない。

（奨学金の交付）

- 第８条 奨学金は、第６条第２項の規定により貸与が決定した者に対しては、在学期間中毎月分を貸与する。この場合、毎年４月、８月、１２月の各月にそれぞれ当該月以降４ヶ月分を払い込むものとする。

（奨学金の貸与の取り消し及び停止）

- 第９条 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号に該当するときは、貸与を取り消すものとする。
- （１）学校等の退学処分を受け、学籍を失ったとき。
 - （２）負傷、疾病または死亡等の理由により修学が困難となり、卒業の見込みがないとき。
 - （３）学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
 - （４）本規程に違反したとき

(5) その他、奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

2 奨学金を貸与されている者が、休学又は停学の処分を受けたときは、当該の生じた日の属する月の翌月から、復学した日の属する月まで、奨学金の貸与を停止するものとする。

(返還の債務の免除)

第10条 奨学金の貸与を受けている者が、次の各号に該当する場合は、奨学金貸与額の全額を返還免除する。

(1) 学校等を卒業後、当院に看護師等として採用され、免許試験合格後、看護師等の業務に3年(貸与の期間が3年を超えるときは、貸与の期間と同じ月数)以上正規職員として従事したとき。

但し、看護師等として在籍期間中に休職もしくは欠勤があつた場合、その期間については、返還免除条件算定期間に算定しないものとする。

(2) 在職期間中に、業務上の理由による死亡もしくは傷病により業務を継続することができなくなったとき。

なお、この業務上外の認定は労働基準監督署の決定による。

(在職期間の始期)

第11条 前条第1号の看護師等として従事した期間の計算は、奨学金の貸与を受けていた者が、免許試験合格後、看護師等として業務に従事した日の属する月を始期とする。

(返還)

第12条 奨学金の貸与を受けていた者が、次の各号に該当する場合は、その事由の生じた日から起算して30日以内に、すでに貸与を受けた奨学金の全額を、原則として一括返還しなければならない。

(1) 第9条第1号から第3号までの規定により貸与を取り消されたとき。

(2) 第5条第1項及び第2項に規定する採用試験に不合格となったとき。

(3) 本人希望により当院に看護師等として勤務しなかったとき。

(4) 免許試験に不合格となったとき。

(5) 看護師等として当院に従事した期間が第10条第1項第1号の規定に達せず、退職したとき。

(6) その他正当な理由がなく貸与の条件に反したとき。

2 前項の場合において、返還しなければならない者に本規程に基づく返還ができない特別の事由がある場合は、本人はその旨を病院長に対して、その事由を証する書類及び分割による場合はその分割方法を記載した資料を添え、書面により速やかに申出なければならない。

3 病院長は、前項の申し出があつた場合で、その申し出が妥当であると認めたときは、分割払いを承認し、又は返還義務の一部又は全部の免除を行うことができる。

(延滞金)

第13条 前条第1項各号に該当するため奨学資金の返済をしなければならない者が、返済期日より遅延して返済するときは、返済金について延滞日数に応じて、病院長の定める割合の延滞金を支払わなければならない。

(返済義務の履行の猶予)

第14条 病院長は、奨学金の貸与を受けていた者が災害、疾病その他やむを得ない理由により奨学金を返済することが困難であると認めたときは、その理由が継続する期間、債務返済の履行を猶予することができる。

2 前項により返還の猶予を受けようとする者は、その事実を証する書類を添えて申請しなければならない。

3 前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、返還の猶予についての可否を決定する。

4 本条の規定による猶予期間については、前条に基づく延滞金はこれを徴しない。

(成績証明書等の提出)

第15条 奨学金の貸与者は、毎年4月末日までに過去1年分（前年度の4月1日から3月31日まで）の成績証明書又は成績評定表の写しを総務課奨学金担当者へ提出しなければならない。

2 奨学金貸与の最終年度となる貸与者のうち、第5条に定める採用試験を受けた者は前項の書類提出を免除する。

3 第1項の提出された成績証明書を基に、病院は奨学金貸与者と面談を実施する場合がある。

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成18年10月 1日より施行する。

付 則

この規程は、平成19年 4月 1日より施行する。

付 則

この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

付 則

この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

付 則

この規程は、平成25年 4月 1日より施行する。

付 則

この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。

付 則

この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。

推 薦 書

水戸済生会総合病院
病院長 生澤 義輔 殿

学 校 名

学 年

氏 名

生年月日

上記の者が、貴院の奨学金貸与を希望しておりますが、同人は

1. 貴院に十分貢献できる奨学生として、自信を持って推薦できます。
2. 貴院に十分貢献できる奨学生として、普通程度です。
3. 貴院に十分貢献できる奨学生として、やや心配な面があります。

(上の中から、1つを選び、その番号を○で囲んで下さい。また、3の場合は心配な点を下の欄に記入して下さい。)

《心配な点》

上記の通り、水戸済生会総合病院奨学生として推薦します。

年 月 日

在学学校長

㊟

推 薦 書

水戸済生会総合病院
病院長 生澤 義輔 殿

学 校 名

学 年

氏 名

生年月日

上記の者が、貴院の奨学金貸与を希望しておりますが、同人は

1. 貴院に十分貢献できる奨学生として、自信を持って推薦できます。
2. 貴院に十分貢献できる奨学生として、普通程度です。
3. 貴院に十分貢献できる奨学生として、やや心配な面があります。

(上の中から、1つを選び、その番号を○で囲んで下さい。また、3の場合は心配な点を下の欄に記入して下さい。)

《心配な点》

上記の通り、水戸済生会総合病院奨学生として推薦します。

年 月 日

学 部 長

㊞

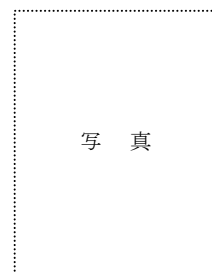
履 歴 書

年 月

日

現在

ふりがな	
氏 名	
年 月 日生 (満 歳)	性別



ふりがな	電話
現住所 〒 -	自宅 () 携帯 ()
e-mail	
ふりがな	電話
連絡先 〒 -	自宅 () 携帯 ()

年	月	学 歴 ・ 職 歴 な ど
		中学校卒業

行が不足の場合は、別紙に記載すること

黒インクのボールペン、楷書、算用数字で記入すること

自 己 紹 介 書

年	月	免許・資格・専門教育

自己 P R （私の特徴）		
得意な科目、研究課題（学位論文など）		
学業以外で力を注いだこと（スポーツ・サークル・ボランティア・文化活動など）		
趣味	健康状態	
	配偶者 有 ・ 無	扶養義務 有 ・ 無
看護師志望の動機		